

とする。

附則第二十一条第二項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第一項の次に次の四項を加える。

- 2 前項（第二号を除く。以下この項において同じ。）の規定の適用を受ける者のうち追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職共済年金の額（その者が老齢基礎年金の支給を受けるときは、当該老齢基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当する額として政令で定めるところにより算定した額（第四項において「老齢基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とし、障害基礎年金（組合員である間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る新国民年金法第三十条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額をえた額とし、障害基礎年金（組合員でない間に当該障害基礎年金の支給事由となつた障害に係る同条第一項に規定する傷病の同項に規定する初診日があるものに限る。）の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額のうち組合員期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額（第四項において「障害基礎年金の組合員期間相当額」という。）をえた額とする。以下この項

及び次項において「控除前退職共済年金額」という。)が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の再評価率(新共済法第四十四条第二項に規定する再評価率をいう。)の改定の基準となる率であつて政令で定める率(第四項において「改定基準率」という。)を順次乗じて得た金額を超えるときは、退職共済年金の額は、前項の規定にかかわらず、控除前退職共済年金額のうち追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額(次項において「退職共済年金控除額」という。)を前項の規定により算定した額から控除した金額とする。

3 前項の規定による退職共済年金控除額が控除前退職共済年金額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職共済年金控除額とする。

4 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職共済年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の改定基準率を順次乗じて得た金額(当該更新組合員等が老齢基礎年金の支給を受けたときは、老齢基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とし、障害基礎年金の支給を受けるときは、当該障害基礎年金の額又は障害基礎年金の組合員期間相当額を控除した額とする。)より少ないとときは、当該乗じて得た金額をもつて当該控除後の退職共済年金の額とする。

5 第一項の規定の適用を受ける者のうち退職共済年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、遺族共済年金（その者が六十五歳に達しているものに限る。）、国家公務員共済組合法による年金である給付その他のこれらに相当する年金である給付として政令で定めるものの支給を受けることができるときは、当該退職共済年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職共済年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

附則第二十九条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第一項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における新施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第二十九条第一項」とする。

附則第三十条第六項を同条第七項とし、同条第五項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改

め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前二項の規定によりその額が加算された遺族共済年金の額の算定の基礎となる組合員期間に追加費用対象期間が含まれる場合における新施行法第二十七条の二の規定の適用については、同条第一項中「並びに前条」とあるのは、「前条並びに昭和六十年改正法附則第三十条第一項及び第二項」とする。

附則第九十八条の次に次の三条を加える。

(追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金等の額の特例)

第九十八条の二 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額が二百万円に平成二十一年度以後の各年度の給料年額改定率の改定の基準となる率であつて政令で定める率(以下この条から附則第九十八条の四までにおいて「基準額改定率」という。)を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額(次項において「控除前退職年金等額」という。)は、附則第四十三条第一項及び第二項、附則第四十四条第一項及び第二項(附則第八十二条第一項においてその例による場合を含む。)、附則第四十五条第一項(附則第八十三条第一項においてその例による場合を含む。)、附則第六十三条第一項及び第二項、附則第六十四条第一項、附則第六十六条

第一項、附則第七十二条第一項及び第二項、附則第七十三条第一項、附則第七十五条第一項、附則第八十六条第一項、附則第八十七条第一項及び第二項並びに附則第九十七条第一項の規定にかかるらず、これららの規定により算定した額から、その額を当該退職年金又は減額退職年金の額の算定の基礎となつている組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額（次項において「退職年金等控除額」という。）を控除した金額とする。

2 前項の規定による退職年金等控除額が控除前退職年金等額の百分の十に相当する額を超えるときは、当該百分の十に相当する額をもつて当該退職年金等控除額とする。

3 前二項の場合において、これらの規定による控除後の退職年金又は減額退職年金の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額より少ないとときは、当該乗じて得た額をもつて当該控除後の退職年金又は減額退職年金の額とする。

4 追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額について附則第四十三条第四項、附則第四十四条第五項、附則第四十五条第三項、附則第六十三条第四項、附則第六十四条第四項、附則第六十六条第三項、附則第七十二条第四項、附則第七十三条第四項、附則第七十五条第三

項、附則第八十六条第四項、附則第八十七条第五項又は前条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

5 第二項及び第三項の規定は、前項の規定による退職年金又は減額退職年金の額について準用する。

6 退職年金又は減額退職年金の受給権者（追加費用対象期間を有する更新組合員等に限る。）が、退職共済年金、国家公務員共済組合法による年金である給付その他の政令で定める年金である給付の支給を受けることができるときは、当該退職年金又は減額退職年金の額は、前各項の規定にかかわらず、当該退職年金又は減額退職年金の額及び当該支給を受けることができる政令で定めるものの額の総額を基礎として、これらの規定に準じて政令で定めるところにより算定した額とする。

7 前各項に定めるもののほか、追加費用対象期間を有する更新組合員等に対する退職年金又は減額退職年金の額の算定に関し必要な事項は、政令で定める。

(追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額の特例)

第九十八条の三 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金（公務によらない障害年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、附則第四十八条第二項、附則第六十七条第一項、附則第七十六条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2 追加費用対象期間を有する者に対する障害年金の額について附則第四十八条第六項、附則第六十七条第四項、附則第七十六条第四項又は附則第九十八条第一項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該障害年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の二十七に相当する額を控除した金額とする。

3 前条第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による障害年金の額について準用す

る。

(追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額の特例)

第九十八条の四　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金（附則第五十一条第二号から第四号までに掲げる遺族年金に限る。以下この条において同じ。）の額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、附則第五十二条、附則第五十三条、附則第六十八条第一項、附則第六十九条第一項、附則第七十七条第一項、附則第七十八条第一項、附則第八十四条第一項、附則第八十八条第一項及び附則第九十七条第一項の規定にかかわらず、これらの規定により算定した額から、その額を組合員期間の年数で除して得た額の百分の二十七に相当する額に追加費用対象期間の年数を乗じて得た額を控除した金額とする。

2　追加費用対象期間を有する者の遺族に対する遺族年金の額について附則第五十六条、附則第六十八条第二項、附則第六十九条第三項、附則第七十七条第二項、附則第七十八条第三項、附則第八十四条第三項、附則第八十八条第三項又は附則第九十八条第二項若しくは第三項の規定を適用する場合において、これらの規定により算定した額が二百五十万円に平成二十一年度以後の各年度の基準額改定率を順次乗

じて得た額を超えるときは、当該遺族年金の額は、その額から、追加費用対象期間に係る部分に相当するものとして政令で定めるところにより算定した額の百分の一十七に相当する額を控除した金額とする。

3 附則第九十八条の二第二項、第三項、第六項及び第七項の規定は、前二項の規定による遺族年金の額について準用する。

(私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百二条 私立学校教職員共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十一年法律第百六号）の一部を次のように改正する。

附則第六条第一項中「支払う長期給付」を「支払う長期給付等（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）附則第七十六条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第五条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第二十条第二項に規定する長期給付及び厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第三十二条に規定する保険給付をいう。以下この項において同じ。）」に改め、同項第一号中「長期給付」を「長期給付等」に改める。

(私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律の一部改正)

第一百二条 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第二百三十一号）の一部を次のように改正する。

附則中第五条から第十条までを削り、第十二条を第五条とする。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部改正）

第一百四条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

第九十六条第二項中「附則第二十八条第四項」を「附則第二十八条第五項」に、「附則第二十九条第四項」を「附則第二十九条第五項」に改める。

第一百五条 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条—第三十七  
「第二節の二 二以上の種別の被保険者であつた期間を有する者の特例（第三十四条の二—第三

条)」を

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る保険給付等に関する特例（第三十五条—第三十七条の

### 「第二節 長期給付等に関する特例

第一款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第四十二条—第四十五条）

十四条の四)

に、

第二款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第四十六条—第四十九条）

二)

第三節 発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第五十条—第五

第四節 二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第五十三

第五節 不服申立てに関する特例等（第五十五条—第五十七条）

### 「第一節

#### 第二節

##### 第一

を「第二節 不服申立てに関する特例等（第四十二条—第四十四条）」に、

第二

十二条)

#### 第三節

条・第五十四条)

」

#### 第四節 第五節

地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第五十八条）

長期給付等に関する特例

款 長期給付等の支給要件等に関する特例（第五十九条—第六十二条）

款 長期給付等の額の計算等に関する特例（第六十三条—第六十六条）

発効日前の障害又は死亡に係る長期給付等に関する特例（第六十七条—第六十九条）

二以上の相手国期間を有する者に係る長期給付等に関する特例（第七十条・第七十一条）

不服申立てに関する特例等（第七十二条—第七十五条）

#### 「第一節 私立学校教職員共済

第二節 長期給付等に関する

第一款 長期給付等の支給

地方公務員等共済組合法の適用範囲に関する特例（第四十五条）

に、 第二款 長期給付等の額の

不服申立てに関する特例等（第四十六条—第四十九条）

第三節 発効日前の障害又は

第四節 二以上の相手国期間

第五節 不服申立てに関する

法の適用範囲に関する特例（第七十六条）

特例

要件等に関する特例（第七十七条—第八十条）

計算等に関する特例（第八十一条—第八十四条）

死亡に係る長期給付等に関する特例（第八十五条—第八十七条）

を有する者に係る長期給付等に関する特例（第八十八条・第八十九条）

特例等（第九十条—第九十二条）

「第十一章 被用者年金各法の規定による給付に係

済法の適用範囲に関する特例（第五十条）

に改め、第一節 二以上の被用者年金被保険者等である

る特例等（第五十一条—第五十三条）

第二節 発効日前の障害又は死亡に係る給付の調整

た期間を有する者に係る給付の支給の調整（第九十三条—第九十六条）を削り、「第十二章 雜則（第

支給の調整（第九十七条—第九十九条）」

」

百条—第一百六条）」を「第十一章 雜則（第五十四条—第六十二条）」に改める。

第二条中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とし、第六号を第四号とし、同条第七号中「第一百三条」を「第五十七条」に改め、同号を同条第五号とする。

第三条第一項第四号中「第四十一条第一項」を「第四十一条」に、「第五十八条第一項」を「第四十五条」に、「第七十六条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第四条第一項第二号中「第四十一条第一項」を「第四十一条」に、「第五十八条第一項」を「第四十五条」に改める。

第五条第一項第三号中「第四十一条第一項」を「第四十二条」に、「第五十八条第一項」を「第四十五条」に、「第七十六条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

第八条第一項中「第五条第二項」を「第五条第一項」に、「同条第五項」を「同条第四項」に、「同条第六項」を「同条第五項」に、「同条第七項」を「同条第六項」に改める。

第十一条第二項中「又は共済年金各法による退職共済年金（第十四条第一項第一号において「退職共済年金」という。）」を削り、「第一条第七号」を「第一条第五号」に改め、「又は退職共済年金」を削り、同条第四項中「第二条第七号」を「第一条第五号」に改める。

第十二条第一項ただし書中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改める。

第十四条第一項第一号中「又は退職共済年金（以下この条において「老齢厚生年金等」という。）」及び「（当該受給権者が二以上の老齢厚生年金等の受給権を有しているときは、一の老齢厚生年金等の受給権を有しているものとしてそれぞれ計算した額のうち最も高いもの）」を削り、同項第三号中「又は共済年金各法による障害共済年金」を削り、「障害給付」を「障害厚生年金」に改め、同条第二項第一号中「老齢厚生年金等」を「老齢厚生年金」に、「被用者年金各法の被保険者、組合員又は加入者（以下「被